

# 知床半島ヒグマ保護管理方針（案） について

## 目的

遺産地域を中心としたヒグマ個体群の保全と地域住民や利用者との軋轢の解消

## 対象範囲

知床半島を生息地とするヒグマの行動圏である斜里町、羅臼町、標津町の3町

## 策定主体

環境省、北海道、斜里町、羅臼町

## 実施期間

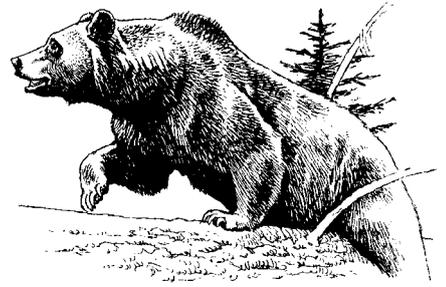
実施期間は5年間。5年後に見直しを行います。ただし、住民からの要請などにより、必要に応じて5年経過していなくても見直すものとします。

## 検証（見直し）

調査研究、モニタリングを実施期間中に実施し、その結果から、方針に基づく保護管理対策の効果の検証を行います。

## 管理の目標

- ① 斜里町・羅臼町での計画期間内（5年間）における5歳以上のメスヒグマの人為的な死亡数を総数で30頭以下とする。
- ② 人身被害及び人側の問題行動による危険事例の発生件数をゼロとする。
- ③ 農業・漁業被害、住宅地への出没や被害を現状以下に減少させる。
- ④ 歩道やキャンプ場閉鎖等の発生件数を減少させると共に、現状以上に安全かつ安定的な自然体験の場を確保する。
- ⑤ 利用者や地域住民への普及啓発を推進し、ヒグマに関わる安全対策や、共存するための知識を現状以上に浸透させる。



## 知床半島のヒグマ

知床半島のヒグマ個体群は、世界有数の高密度状態で維持されており、知床を象徴する野生動物の一つとなっています。その一方、斜里町、羅臼町のヒグマ目撃件数は全道的にみても突出して多く、近年、人を恐れず避けないヒグマ個体が増加し、利用者とヒグマとの遭遇や住民の生活圏への出没などが日常的に発生しています。また、遊歩道などの頻繁な閉鎖や、農業・漁業被害も発生しています。

ヒグマによる被害は一部の**問題個体**<sup>注)</sup>に起因することが多く、そのような個体を増加させないことが重要です。餌付けや誘引物（ゴミ・食料）の放置など、人の不適切な行動が問題個体を発生させる一因ともなっています。

注) 問題個体：人の活動に実害をもたらす個体、及び人につきまとう、または人を攻撃する個体

## 管理の方策

- ① 人の営みがどれだけ行われているかに基づいて、対象地域をゾーニングしました。
- ② ヒグマの行動に基づいて、危険な個体かどうか判断する行動段階を規定しました。
- ①と②により、場所とヒグマに応じた適切なヒグマ対策を実施します。



人にとって問題のあるクマとはどのようなクマか？  
 人や、人の所有物などに対するクマのふるまい方で  
 その有害性を区分する「ヒグマの段階区分」について

知床半島ヒグマ保護管理方針では、対象地域をゾーニングするとともに、ヒグマの行動から判断される段階を規定し、各ゾーンの特長や出没個体の人に対する危険性に応じた対策を展開することを管理の基本方針としている。

つまり人や人の財産などに対するヒグマのふるまいによってその危険性を判断し、段階を決定することになる。ただし、各行動から判断される段階に対する人の許容度はゾーンによって異なることから、その対応もまたゾーンごとに異なる。このため、同じ段階に区分されたヒグマへの対応が、ゾーンによって異なる場合もある。

ヒグマの段階は大きく分けて次の 2 つの視点から区分した。

① 人に対するヒグマの行動

- ② 生ゴミや農作物など人為的な食物を採食することに条件付けされている（味をしめている）ことの有無、あるいは、農作物や家屋など人の財産・所有物に対する加害・侵入・略奪などのヒグマの行動

注) 条件付けされているか否かの判断は難しいため、人為的食物的採食が確認できた場合は、条件付けされていると想定して取り扱うものとする。

①は以下の基準で 3 つに区分

- i. 人を避ける一人との遭遇を積極的に避け、仮に遭遇してもヒグマの方から逃げて行く。
- ii. 人を避けない一人との遭遇を気にせず遭遇しても慌てて逃げていくような行動が見られない。
- iii. 人につきまとう、または積極的に人を攻撃する

②は以下の基準で 2 つに区分

- I. 人為的食料（生ゴミや農作物など）を食べていない、また人の財産・所有物に実害を与えていない。
- II. 人為的食料を食べた、あるいは農作物や漁獲物、人の財産・所有物に実害を与えた。

これらを基に以下の 4 段階にヒグマの段階を区分した。

行動段階の判断は出没時点の行動によるもので、同じ個体でも行動段階区分は変わり得る。

| 段階   | 有害性 | 人に対するヒグマの行動 | 人為的食料の採餌や、人の財産・所有物に対するヒグマの行動 |
|------|-----|-------------|------------------------------|
| 段階 3 | 大   | iii.        | I 又は II                      |
| 段階 2 | ▼   | i 又は ii     | II                           |
| 段階 1 |     | ii          | I                            |
| 段階 0 |     | 小           | i                            |